

事業費補助金調査票(表)

補助金名	福祉人材育成・定着支援事業補助金
------	------------------

担当課	福祉部 障がい者福祉課				
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業
	01	03	01	02	78 - 01
事業名	福祉人材育成・定着支援事業				
新規・継続の別	継続				
補助・単独の別	市単				
補助の種類	事業				

R5実施計画額	498	千円
R4 予算額	498	千円
R3 決算額	0	千円
R2 決算額	0	千円
R1 決算額	0	千円
H30 決算額	0	千円
H29 決算額	0	千円

事業の趣旨・目的	社会福祉法人等における専門的な資格を有する人材の育成と定着を図るため、予算の範囲内において福祉人材育成雇用助成金、福祉資格取得助成金及び福祉人材定着雇用奨励金を交付する。			補助対象者	【補助対象者・補助対象経費】								
	開始年度	平成 27 年度			・市内に障がい者児通所等事業所を有する法人 ①福祉人材育成雇用助成金 事業終了後に正規雇用者として雇用することを前提として、福祉資格の取得を目指しながら、就労を希望する者または障がい者を新たに雇用した場合、賃金の一部を4ヶ月以内の間助成 ②福祉資格取得助成金 本事業において新たに雇用された若者や障がい者が、市の指定する福祉資格を取得した場合、その資格の取得にかかった経費(学費など)の一部を助成 ③福祉人材定着雇用奨励金 賃金の助成対象となる4ヶ月間の雇用終了後、6ヶ月以上、正規雇用者として雇用を継続した事業者へ奨励金を交付								
根拠法令等	(市)成田市障がい者福祉人材育成及び定着支援事業実施要綱 成田市障がい者福祉人材定着雇用奨励金交付要綱			補助率	【補助率等】								
留意事項					①福祉人材育成雇用助成金 ・障がい者は賃金の全額を助成(上限930円/時間) ・それ以外は賃金の半額を助成(上限465円/時間) ②福祉資格取得助成金 ・資格の取得にかかった経費の1/2(上限10万円) ③福祉人材定着雇用奨励金 ・正規雇用者1人につき10万円 【国県等の補助率・近隣自治体の補助率】 市単独補助事業のため、国県等の補助なし 近隣自治体では、類似の補助事業を実施していない								
決算内訳	令和 3 年度決算額等 (単位:千円)			成果指標	成果指標: 新規雇用者数								
		金額	件数		割合	(単位:人)							
	全体事業費	0	/		/								
	うち市補助金	0	0		0.0%								
	うち国補助	0	/		0.0%								
	うち県補助	0	/		0.0%								
自己負担	0	/	0.0%										
					<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>0</td> </tr> </table>	年度	数値	令和3年度	0	令和2年度	0	令和元年度	0
年度	数値												
令和3年度	0												
令和2年度	0												
令和元年度	0												

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	ア. 地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策である、「障がいのある人の自立した生活を支援する」に合致する。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	いいえ	福祉分野の人材が不足する中で、平成29年度以降は申請がない状況が続いている。
	類似の補助事業はない	いいえ	障がい者のトライアル雇用の推進という点では、国の「障害者トライアル雇用制度」がある。
妥当性	特定財源控除後の補助率は1/2以下である	はい	近隣自治体では、類似の補助事業を実施していない。
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	高い	
明確性	個別の規則が整備されている	いいえ	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	はい	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	はい	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	はい	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	新規雇用者数 R1年度:0人、R2年度:0人、R3年度:0人
	補助金額に見合う効果があると認められるか	いいえ	平成29年度以降実績がないことから、効果を検証することができない。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でない認められる経費	はい	
最終評価	廃止		
所見	本補助金については、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、平成27年度に開始したものの、平成29年度以降は申請がない状況が続いている。障がい者のトライアル雇用の推進という点においては、国の「障害者トライアル雇用制度」の活用も可能であることから、令和4年度末をもって廃止とする。		